

日本農林水産省とタジキスタン共和国農業省との農業分野における協力覚書

日本農林水産省とタジキスタン共和国農業省(以下、「各省」、「両省」という。)は、農業分野における協力を通じて両国間の既存の友好関係を強化することを希望し、両国の国民の生活水準の向上に資する持続可能な開発を促進するための農業分野における協力の重要性を考慮し、以下のとおり合意した。

第1項：目的

両省は、相互利益及び平等の原則に基づき、それぞれの国の現行法、規則及び規制に従って、農業分野における協力を強化し、及び促進する。

第2項：協力の範囲及び分野

両省は、次の分野における協力を促進する。

- a. 食料・農業分野への投資を促進するための環境整備
- b. 作物生産、種子、畜産、デジタル農業、エコツーリズム、アグロツーリズムなどの農業政策に関する情報交換
- c. 植物遺伝資源の農業研究分野における協力
- d. 共同で決定するその他の相互利益分野

第3項：農業に関する合同委員会

1. この協力覚書の適用における二国間協力を調整するため、両省は、農業に関する合同委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
2. 委員会は、本覚書の実施状況をモニターする。
3. 委員会は、本覚書第2項に記載された協力分野について、各省を代表する共同議長で構成され、必要に応じ、官民及び研究部門の代表を招聘することができる。
4. 委員会会合は、必要に応じて、原則としてタジキスタン共和国と日本で交互に開催する。開催日、開催地(オンラインを含む)および議題は、両省間で合議される。

第4項：資金

1. 各省は、本覚書に基づく委員会への参加に要する費用を負担する。
2. 本覚書の実施は、両省の妥当な資金及び人員の利用可能性に従う。
3. 本覚書の下での活動の実施は、両省が共同で決定した資金によって賄われ、両省の資金その他の資源の利用可能性に従う。

第5項：修正

本覚書は、両省の書面による合意により、隨時必要に応じて修正することができる。

第6項：知的財産権

1. 本覚書に基づき実施される活動から生じる知的財産権の所有権の配分は、適用される国内法及び両国が加盟する国際協定に従い、個別に決定される。
2. 本覚書に含まれるいかなる内容にもかかわらず、当事国が単独かつ個別に開発した技術開発に関しては、当事国が知的財産権を所有する。

第7項：類似の活動への参加

本覚書のいかなる規定も、両省が他の公的または私的な組織、機関または個人と同様

の活動に参加することを制限するものではない。

第8項:紛争解決

本覚書の適用に起因するいかなる相違も、両省の協議または交渉により友好的に解決されるものとする。

第9項:地位

本覚書は、1969年5月23日の条約法に関するウィーン条約にいう国際条約ではなく、両省及びその国の国際法によって支配される権利及び義務を定めるものではない。

第10項:効力発生、存続期間及び終了

1. 本覚書は、署名の日に発効する。
2. 本覚書の有効期間は5年間とする。両省の合意により、さらに5年間延長することができる。
3. 各省は、停止予定日の6ヶ月前までに他の当事者に書面で事前通知することにより、本覚書を停止することができる。
4. 本覚書の終了は、両省が共同で別段の決定をしない限り、本覚書に基づく継続中の活動およびプログラムに影響を与えない。

2025年12月19日、東京にて、二冊に署名。

日本の農林水産省のために

タジキスタン共和国農業省のために